

日本体育測定評価学会

功労賞内規

平成 17 年 3 月 5 日 理事会承認

平成 18 年 6 月 3 日 一部改正

1. 本会に日本体育測定評価学会功労賞を設ける.
2. 功労賞は、本学会の発展に顕著な業績をあげた会員に授与する.
3. 第 2 項に定める会員は、理事会において候補者を審議し、本人の承諾を得た上で、総会の承認を得るものとする.
4. 受賞は通常総会において行なう.